

(R5.6.1現在)

市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
宇佐市	宇佐市漁業青年就業準備給付金事業	1.宇佐市内に住所を有する者 2.大分県青年就業準備給付金事業実施要領に定める大分県漁業学校の研修の修了した者 3.大分県青年就業準備給付金事業実施要領に定める給付要件を満たす者 4.宇佐市漁業に就業し、大分県漁業協同組合宇佐支店の組合員になる者 5.市税を滞納していない者	大分県漁業マイスター制度事業のうち、大分県青年就業準備給付金事業実施要領に基づき、大分県漁業学校研修の修了者に対して、給付金を支給（給付金：最大75万円（ただし、県実施要領に定める給付金額の範囲内））	宇佐市 林業水産課 TEL:0978-27-8164
	宇佐市漁業青年就業給付金事業	1.宇佐市内に住所を有する者 2.大分県青年就業給付金事業実施要領に定める支援対象者となる者 3.宇佐市漁業に就業し、大分県漁業協同組合宇佐支店の組合員となる者 4.市税を滞納していない者	大分県漁業マイスター制度事業のうち大分県青年就業給付金事業実施要領に基づき、新規漁業就業者に対して、県と市と併せて給付金を支給。独立経営型150万円（1回のみ）、親元就業型100万円（1回のみ）	
豊後高田市	新規漁業就業支援事業（家賃助成事業）	1.国や県の研修終了後市内で漁業就業する者 2.就業予定時の年齢が45歳未満の者 3.市税等の滞納がない者	新規漁業就業を目的として転入し、国や県の支援事業に基づく研修を受ける者に対し、研修中の生活安定対策として家賃の半額を助成するもの 家賃の半額以内（月額上限25,000円）	豊後高田市 水産・地域産業課 TEL:0978-54-3111
	新規漁業就業者支援事業（漁船・漁具等購入助成事業）	国又は県の研修制度を活用して、本市において漁業に新規就業した者	漁船及び必要機材等取得費補助（補助率1/2以内）。 独立経営型：上限150万円 親元就業型：上限100万円	
姫島村	漁業就業者奨励金（漁業担い手総合対策事業）	姫島村に定住し、新たに漁業に従事し、大分県漁業協同組合姫島支店の推せんがあった50歳未満の者 大分県漁業学校の研修を受講し、終了した者 新規漁業就労者確保・育成支援事業による長期研修を終了した者	新規漁業就労者に対して、一回に限り50万円を支給（、に該当しない場合） 大分県漁業学校の研修を受講する年に75万円を支給し、研修終了後に100万円を支給（親元就業型） 国の長期研修の研修を受講し、終了した新規就業者に対して、150万円を支給（独立経営型）	姫島村 水産・観光商工課 TEL:0978-87-2279
	姫島村漁業独立経営開始型補助金	補助対象者は、以下のすべてに該当する者 大分県漁業学校の研修又は国の長期研修等の研修生若しくは修了した者 研修修了から1年を経過しない者（ただし、年度途中で研修修了した者はこの限りではなく、就業開始年度の翌年度末まで交付対象とする） 漁船漁業で独立経営する者（単独で漁業を営む者。親元就業は除く。） 漁業就業時の年齢が50歳未満の者 県漁協の推薦を受けた者、村長の推薦を受けた者 県が漁業経営計画を承認した者 他に、漁船漁業収入を主体とする生活を営む予定である者など要件があります。	漁業学校研修又は国の長期研修等の研修中から、研修修了1年後の年度末までにおける姫島村の就業定着のための支援額のうち、漁船、必要機材等の購入及び整備に対する補助金と同額とする。 補助対象経費1/3内で、上限3,000千円を助成。 （その他要件があります）	

市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
国東市	国東市青年漁業就業準備給付金事業	大分県漁業学校での研修を受講し、市内に居住し市税を滞納していない者。	新規漁業就業者の確保のために漁協や県と連携し、大分県漁業学校での研修を受講する者に対して給付する。 75万円補助	国東市 林業水産課 TEL:0978-72-5198
	国東市青年漁業就業給付金事業	就業開始時の年齢が45才未満で大分県漁業学校の研修、又は国の新規漁業就業者確保事業による長期研修の修了者等	漁船漁業の新規就業者が自立経営できるよう漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 独立経営型50万円(1回のみ) 親元就業型50万円(1回のみ)	
杵築市	杵築市新規漁業就業者育成支援事業	就業開始時の年齢が50才未満で大分県漁業学校の研修、又は国の新規漁業就業者確保事業による長期研修の修了者	漁船漁業の新規就業者が自立経営できるよう漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 独立経営型150万円(1回のみ) 親元就業型100万円(1回のみ)	杵築市農林水産課 TEL:0978-62-1809
	杵築市新規漁業就業準備支援事業	就業開始時の年齢が50才未満で大分県漁業学校の研修の修了者	補助金 1名最大75万円(1回のみ)(要件があります)	
別府市	別府市漁業青年就業準備給付金事業	1.別府市内に住所を有する者 2.大分県青年就業準備給付金事業実施要領に定める大分県漁業学校の研修の修了した者 3.大分県青年就業準備給付金事業実施要領に定める給付要件を満たす者 4.別府市漁業に就業し、大分県漁業協同組合別府支店の組合員になる者 5.市税を滞納してない者	大分県漁業マイスター制度事業のうち、大分県青年就業準備給付金事業実施要領に基づき、大分県漁業学校研修の修了者に対して、給付金を支給 給付金:最大75万円(ただし、県実施要領に定める給付金額の範囲内)	別府市 農林水産課 TEL:0977-21-1133
大分市	漁業新規就業者育成支援事業	国または県の研修制度を活用して、本市において漁業に新規就業した者	漁船及び必要機材等取得費補助(補助率1/2以内)。 独立経営型:上限150万円 親元就業型:上限100万円	大分市 林業水産課 TEL:097-585-6028
	漁業青年就業給付金事業	国または県の研修制度を活用して、本市において漁業に新規就業した者	漁業新規就業者が自立経営できるよう、漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 独立経営型150万円(1回のみ) 親元就業型100万円(1回のみ)	
臼杵市	臼杵市漁業担い手育成交付金事業	50歳未満の漁業後継者及び新規就業者	定住支援事業:漁業従事を目的に転入し、アパートなどの民間賃貸住宅を借りる者に対し、家賃の一部を交付するもの(1月当たり、家賃の1/2又は2万円のうちいずれか低い額)。 就業奨励金:漁協の正組合員の資格を所得し、漁協青年部臼杵支部に所属する者に対し奨励金を交付するもの(1人一回限り30万円)。 定着支援事業:漁業経営を開始するに当たり、定着促進を図るため、生活安定資金の交付の必要が認められるもの(月額10万円)。	臼杵市 産業観光課 TEL:0972-63-1111
佐伯市	佐伯市青年就業準備給付金事業	大分県漁業学校研修の受講者。	研修期間中に必要な資金として、1人当たり年間75万円を限度に給付する。	佐伯市 水産課 TEL:0972-22-3226
	佐伯市青年就業給付金事業	大分県漁業学校研修又は国の新規漁業就業者確保事業による長期研修の修了者等であり、本市において漁業に就業した者。	漁船漁業の新規就業者が自立経営できるよう、漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 独立経営型150万円(1回のみ) 親元就業型100万円(1回のみ)	
	佐伯市新規漁業就業者独立経営支援事業	大分県漁業学校又は国の同種事業の研修生等が自船を用いた研修や就業を行う際に必要となる初期投資の負担を軽減するため、補助金を交付する。	漁船、必要機材等の購入及び整備に要する経費に対し、補助金を交付する。 補助対象経費の3分の1(限度額 300万円)	